

令和元年度

第2回千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和2年3月13日（金）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和元年度第2回千葉市環境影響評価審査会議事録

1 日 時：令和2年3月13日（金） 午後3：00～4：50

2 場 所：千葉市役所本庁舎8階 正庁

3 出席者：（委員）

岡本委員、重岡委員、杉田委員、大原委員、唐委員、根上委員、

土谷委員、櫻庭委員、鶴見委員、北原委員、諏訪園委員、

佐久間委員、羽染委員、川瀬委員

（事務局）

矢澤環境保全部長、安西環境保全課長、木下環境規制課長、

秋山温暖化対策室長、大山自然保護対策室長、木村環境保全課課長補佐

4 議 題

（1）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書の審査について

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（答申）

（3）千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）について（諮問）

（4）その他

5 議事の概要

（1）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書の審査について

令和元年度第1回審査会における準備書に係る審査会委員意見及び同審査会後に寄せられた委員意見に対する事業者見解について、事業者から説明を受けた。

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（答申）

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について、市長に対し、答申した。

（3）千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）について（諮問）

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）について、会長に対し、諮問した。

（4）その他

今後のスケジュールを確認した。

午後 3 時 0 0 分 開会

【木村環境保全課課長補佐】 それでは、まだ 1 名委員の先生がお見えになられていませんが、定刻でございますので、ただいまから令和元年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます環境保全課課長補佐の木村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数 18 名のところ、本日は 3 時現在で 14 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、三澤委員、矢野委員、田部井委員、以上 3 名の委員の方から欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

まず、次第、A4 判 1 枚。次に、席次表 A4 判 1 枚。次に、議題 1 及び 2 の北谷津新清掃工場準備書関連の資料としまして、資料 1、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書」、本日持参をお願いしておりました同準備書の要約書、及び準備書のあらまし。

次に、机上に配付しております資料 2、「令和元年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事業者見解」、これは別紙を含め A4 判両面刷りで 6 枚でございます。

次に、資料 3、「審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解」、こちらも A4 判両面刷り 6 枚のものになります。

資料 4、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（答申案）」は、議題 2 で配付いたします。

続いて、議題 3 太陽電池発電所追加に関連する資料としまして、資料 5、「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正について（太陽電池発電所の追加）」、こちらは A4 判両面刷り 3 枚のものになります。

続きまして、参考資料の説明に入ります。議題 1 の参考資料としまして、参考資料 1、準備書に対する関係市長の意見、こちらは A4 判両面刷り 3 枚でございます。

次に、議題 2 の参考資料としまして、参考資料 2、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要、こちらは A4 判片面 1 枚のものになります。

次、参考資料 3、環境影響評価条例に係る他市の事例、こちらは A4 判両面刷り 2 枚のものでございます。

以上となりますが、不足、乱丁等ありますでしょうか。会議の途中でお気づきになられた場合は、事務局のほうにお申し出ください。

続いて、会議の議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市

情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も、委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 岡本でございます。本日はお忙しい中お集りいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これより先の議事進行は、私、着席して進めさせていただきますので、説明してくださる皆様も、適宜、着席したままで可能な場合はそのような対応をお願いいたします。

議題 1 の「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書の審査について」です。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、前回からの流れにつきまして、説明させていただきます。

昨年の 12 月 25 日に開催いたしました令和元年度第 1 回の審査会におきまして、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について諮問させていただき、審議いただいたところでございます。本日は、前回の審査会で委員の皆様からいただいたご意見について、また、審査会の後に寄せられたご意見について、事業者から説明を受けたいと考えております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、事業者からの説明になります。千葉市廃棄物施設整備課より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【市毛廃棄物施設整備課長】 千葉市廃棄物施設整備課の市毛です。よろしくお願いいたします。これより、令和元年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事業者見解について、ご説明いたします。

まず、お手元に配付させていただきました資料 2 をご覧ください。質疑意見につきましては、前回の審査会にていただいたご意見ですので省略させていただき、事業者の見解についてご説明いたします。

まずNo.1、数値の表記については、千葉市文書事務の手引きに、「数値と単位の間スペースを入れないこと」という内容の記載はありませんが、手引きに示された記載例において数値と単位の間スペースが入っていないことから、例に倣った記載方法としております。

次にNo.2、湧水地点についてご意見をいただいた件につきましては、「湧水地点の詳細な場所の記載については、地域住民の方々にとって重要であるという認識のも

と、評価書で対応します」と回答いたしました。

また、追加の回答としまして、別紙 1 をご覧ください。対象事業実施区域及びその周辺の主要な湧水としては、表 1 に示す銘湧水が 3 地点存在します。なお、準備書では 4 地点を示していましたが、現地で確認した結果、「都川白鷺橋付近自噴井」と「自噴井“太郎”」は同一の地点であったため、評価書において 3 地点とし、注釈で 3 地点に変更した旨を追記します。これら湧水の現況写真は表 2 に示しております。また、位置は 2 ページをご覧くださいまして、図 1 に示しております。

次に 3 ページをご覧くださいまして、湧水への環境影響について、千葉市土壤汚染対策指導要綱に基づく土壤調査の結果の概要は、表 3 に示すとおりです。鉛とふっ素については基準を超過しておりますが、基準を超過した地点について、深度方向へ調査を行った結果、いずれの地点も表層のみの汚染で地下水までは達していません。また、周辺民家井等、及び 4 ページをご覧くださいまして、図 2 の中で丸で囲んだ「井戸」と書いてあるところがありますけれども、そちらに示します敷地内観測井の水質調査をした結果でも、基準値を超える有害物質は確認されませんでした。また、敷地内の観測井については、指定区域解除までモニタリングを行います。

今後、汚染の確認された区画については、汚染対策を実施していく計画であることから、本事業周辺の湧水への水質汚濁等の環境影響はないものと考えます。

なお、評価書には別紙 1 のうち表 2 の現況写真を除いて記載する予定です。

続きまして、資料 2 の 1 ページにお戻りください。No.3 に参ります。大気質について環境に配慮した車両の使用やアイドリングや空ぶかし、急発進、急停止などをしていないなど、さまざまな措置を講じて負荷を軽減してまいります。

また、追加の回答として別紙 2 をご覧ください。車両の走行に係る環境保全措置を確実に実施するため、各実施者が記載の表に示す環境保全措置担保のための対応を行い、当課が責任を持って対応状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて追加の措置を検討します。

工事用車両については、「歩行者や通行車両の安全管理のため、作業時間帯は交通誘導員を着工から工事完了まで配置する」などの措置を実施いたします。

ごみ収集車両については、「ごみ収集車両の混雑回避のために、泉高校金親町入口交差点に右折レーンを設ける」などの措置を実施いたします。また、これらの内容は、事後調査報告書に記載いたします。

続きまして、資料 2 の 2 ページをご覧ください。No.4、騒音・振動について、警察との協議を行うとともに、事後のモニタリングを踏まえ、対策を検討してまいります。

次にNo.5、土壤汚染について、汚染された土壤は、事前に全て処理をしてから工事を開始します。そのため、建設に係る汚染土壤は発生しないものとしております。

また、追加の回答として別紙 3 をご覧ください。土壤の項目については、現状で調査が実施可能な地点と、現状で調査が実施不可能な地点に分けて、調査予測・評価をしております。

別紙 3 の 1、土壤調査についてですが、(1) 調査を実施した区画については、先ほどご説明しましたとおり、一部の地点でふっ素及び鉛が基準を超過していたため、土壤汚染対策法の規定による要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されています。

(2) 今後調査を実施する区画については、建屋解体を行わなければ概況調査ができないため、既存施設の解体に合わせて、令和 2 年度以降に土壤汚染対策法に基づく概況調査を実施する予定です。

2 の汚染土壤掘削除去等について、汚染区画については、対策として掘削除去後、場外へ汚染土壤を搬出し、汚染されていない山砂等で埋め戻す予定です。実施に当たっては、準備書 11 章、241 ページに記載のとおり、土壤汚染対策法などの関係法令や各種ガイドラインを遵守します。

続いて別紙 3 の 2 ページ、(3) 掘削除去等にあたり配慮する事項については、アの掘削除去時は汚染土壤の飛散を防止するため、散水等を行うとともに、汚染物質の流出防止対策としてシート養生を施すなどの措置を行います。

イの汚染土壤の搬出時は、汚染土壤を浸透防止シート等で覆う等の対策を行い、運搬します。

3、造成工事のタイミングについて、汚染がある区画は、除去してから造成工事に着手するため、造成工事を実施する段階では、全ての汚染対策の措置が完了した土壤とします。なお、造成工事に伴う残土は発生しません。

以上より、汚染土壤は残土の予測には含めておりませんが、土壤汚染対策法に基づき対応した土壤汚染対策及び処理・処分の状況は、事後調査において報告いたします。

資料 2 の 2 ページにお戻りください。No.6、スラグについて、アスファルトや路盤材での利用が多くなるため、ご意見のとおり表記を「スラグは、路盤材、埋戻し材等として有効利用する」に修正いたします。

続いてNo.7、温室効果ガス等については、評価書に注釈として 2030 年度の排出係数を用いない旨を明記いたします。

また、追加の回答として、2030 年度での電気の使用に伴う排出係数については、現状と異なる可能性があります。ほかの諸元についても同様に異なる可能性があるため、本図書においては、現時点での排出係数やそのほかの諸元を基に、事業者が実行可能な範囲で環境影響の回避、低減が行われているかという観点から、予測評価を行いました。評価書記載案は別紙 4 のとおりです。別紙 4 の朱書きの部分をご覧ください。表の下注の注釈の部分になります。

以上が、審査会での委員意見と事業者見解についてのご説明になります。

続きまして、審査会後に寄せられた委員意見と事業者の見解についてご説明いたします。なお、ご質問については、要旨のみ述べさせていただきます。

それでは、資料 3 をご覧ください。

資料 3 のNo.1 の「対象事業の整備方針が解りにくく、読んでいかないと解らない」

等のご意見については、千葉市循環型社会形成推進地域計画に示される表を参考に、評価書では一目で市全体の廃棄物処理施設の整備スケジュールが分かるような形に、内容を修正いたします。

続いてNo.2、「高層気象観測はなぜ行うのか、説明がない」等のご意見については、廃棄物分野の技術マニュアルや指針等に基づき、必要かつ合理的な調査を実施し、予測は年間の平均的な濃度とともに、高濃度が生じる可能性がある気象条件での短期濃度を予測しました。

長期及び短期の予測にあつては、気象条件を適切に設定する必要があるため、1年間の地上気象調査とともに高層気象観測調査を行っています。特に、高層気象観測調査は、排ガスの拡散場となる上空と地上との風向の類似性、高度とともに風速が大きくなる傾向の把握、また、気温の鉛直分布から上空の温度勾配や逆転層の発生高度と強さを確認することで、大気予測に有効なデータを取得できたと考えています。

また、具体的な予測への反映において、長期予測については地上風と上空風の風向が類似していることから、地上の風向を上空の拡散場と同様とみなし、さらに、NO_x マニュアルに示される風速ベキ乗則を考慮して、上空風を設定することが妥当と判断しました。

短期予測については、高層気象観測の観測結果から、逆転層の種類、発生頻度、高度、強度が種々生じていることを確認の上、逆転層高度や強度に関し安全側の設定により計算する手法が妥当であると判断しました。ご意見の事項に対する考え方としての上記の内容を評価書に記載いたします。

続いて、2 ページのNo.3 の「大気供用時の予測条件が明確でない」等のご意見について、供用時の予測に当たって用いた予測条件は、本事業の公害防止計画値を用いました。それが分かるように、評価書において煙源条件に排出ガス濃度を追記します。計画値を法の基準値と同等、またはそれよりもさらに厳しい値を設定しており、準備書の「2-5 対象事業」の内容に記載しております。

計画値を設定するにあたっては、近年の排ガス処理技術の動向や他都市における公害防止計画の状況を踏まえ、達成が可能な値を設定しています。工事の発注は性能発注としており、計画値を満足することを契約条件の一つとしております。

また、供用後には排ガスのモニタリングを行い、基準を満足しているかを確認することとしており、計画値を担保することは可能と考えております。

なお、既存施設である新港清掃工場においても、本施設の計画値を十分満足しており、その値や排ガス処理対策の内容について、評価書で追記いたします。

次に3 ページ、No.4 の「設定条件ごとに濃度計算値を比較できる根拠は何か」等のご意見について、準備書 11 章、104 ページの表 11-1.64 は、短期濃度予測結果を分かりやすく整理するために一覧にしたものであり、濃度計算値の比較を目的としたものではありません。誤解のないように設定条件ごとに予測精度は異なる旨を評価書において記載します。そのほか、上層観測結果から、その出現頻度や予測の必要

性についても説明を追記します。

No.5の「微小粒子状物質の予測・評価はしないのか」等のご意見について、微小粒子状物質は、環境基準が設定されていること、また、発生源の一つとしてごみ焼却施設が挙げられていることから、現況の把握は行っております。

なお、燃焼等に伴って発生源から直接大気中に粒子として排出されるもののみでなく、ガス状の大気汚染物質が大気中での化学反応を経て粒子化したものもあり、関東地方では二次生成粒子が半分程度を示しているといわれています。このため、濃度予測においては、大気中における化学反応を考慮する必要があり、現状では課題が多く、個別の事業における影響を見積もることは難しいと考えています。予測を行わない理由については、評価書において記載いたします。

続いて4ページ、No.6の「『現況調査なし』ではなく、感覚公害なので悪臭苦情件数を示すべき」というご意見について、公害の苦情件数は準備書3章、158ページの公害苦情の状況にて、関係市町村における悪臭の件数を記載しております。その旨を悪臭等の項目に追記いたします。

なお、公害苦情の状況を見ると、悪臭に関する苦情は見られますが、過去5年間に旧施設稼働時や市内2施設が原因となる悪臭苦情はありませんでした。

続いてNo.7、「臭気濃度1,000は基準であって、予測の想定条件とするのはおかしい」等のご意見については、中段からですが、排ガス諸元の設定にあたって、排ガス中の臭気は、法令等の測定義務がないため測定していない施設が多く、また、自主的に測定している施設については、本施設と同じ処理方式であるシャフト炉方式で、同規模の施設での事例が確認できませんでした。このため、臭気濃度は関係法令等を参考に設定いたしました。

なお、アンモニア濃度については、本事業における自主目標として煙突出口で設定している値を用いております。

次に5ページ、No.8の「大気安定度は、悪臭防止法ではAではなくBが採用されているので、Bで計算すべきである」というご意見について、悪臭防止法では大気安定度不安定時の予測に大気安定度Bを用いることとなっておりますが、今回は大気汚染物質の短期高濃度予測で行った予測手法との整合を図り、短期高濃度予測で最も高濃度となったケースを臭気の予測条件としました。

大気予測の結果、最大着地濃度は大気安定度Bよりも大気安定度Aのほうが大きくなることを確認されました。悪臭物質については大気質と同様にガス状物質と捉えることができると考え、悪臭の予測については、大気質と同様に安全側の設定である大気安定度Aを用いて予測を行いました。

次に、No.9の「建設工事騒音の予測方法としては、『ASJ-CN-Model2007』による方法が一般的と考えるが、ここで用いた方法との違いについて、用いない場合にはその理由について説明する必要はないか」というご意見につきまして、建設工事による予測手法は、基本にご意見いただいたASJモデルに基づく予測を行っていません。

なお、建設機械のパワーレベルに関して値が整備されていないものについては、本事業で実施したメーカーへの事業計画に関するアンケート結果に基づき、予測対象月での建設機械の種類、台数等をもとに予測条件を設定し、予測を行っております。

No.10 の「建設機械のパワーレベルの設定にあたり参考とした既存資料や建設機械の低騒音型を採用の明確化」についてのご意見を踏まえ、評価書において建設機械のパワーレベルの設定にあたり参考とした既存資料を記述し、低騒音型の有無についても明確にします。また、振動についても同様の対応を行います。

続いて 6 ページ、No.11 の「調査地点の道路構造について、『②道路交通状況』あるいは『③地形等の状況』に記述を要望する」というご意見について、調査地点の道路構造は、いずれの地点も勾配はなく平坦な道路であり、路面性状は密粒舗装となっています。また、防音壁の設置はありません。評価書において、その旨を記載いたします。

No.12 の「ア. 図の予測手順に示される結果①、②及び③の個別の予測計算結果についての詳細な記述を要望する」というご意見について、予測結果の詳細は評価書において資料編に追加いたします。

「イ. 表にある（１）及び（２）の項目と図の記号との整合を図ること」というご意見については、お見込みのとおり現状では④と（１）が対応、③＋④が（２）と対応しています。ご意見いただいた表と図の整合について、評価書において対応します。

「ウ. 表の増加量と図の増加量とは異なることを明確に説明すべきではないか」というご意見につきましては、表の増加量と図の増加量は同じです。準備書 11 章、154 ページの図 11-3.6 の予測手順では、④（現況騒音レベル）＋③（増加分）＝（予測騒音レベル）としており、160 ページの表 11-3.10 の記載は、ほかの項目との記載と併せ増加量を最後に記載する形としております。

「エ. 予測計算において工事用車両の交通量は往復分として算入しているのか」というご意見については、工事用車両の交通量は往復分として見込んでおります。

No.13 のご意見について、No.12 と同様の事項は前述のとおりです。

「予測計算において、ごみ搬入車両等の交通量は往復分として算入しているのか」というご意見については、ごみ搬入車両の交通量は、往復分として算入しております。

次に 7 ページ、No.14 の「搬入車両が集中しないように分散するとしているが、この方法は短時間的な騒音レベル値は下がるが、 L_{Aeq} の予測値は変化しない」等のご意見について、環境基準を上回ると予測された市道金親町 64 号線は、車両の走行速度が制限速度以上となっています。その影響により、現況騒音レベルが高い状況にあると考えており、警察との協議などを進めます。併せて道路舗装面の改修など、必要な騒音低減対策の検討を行ってまいります。

なお、ご意見のとおり搬入車両の分散を行った場合でも、 L_{Aeq} の予測値は変化し

ませんが、短時間的な騒音レベル値は下がることから、環境保全対策の一つとして記載しております。

No.15 の「調整池周辺は水位が不安定とはいえ、動植物の生息域として貴重なものとなっており、どうしても調整池を埋めないといけないのか」等のご意見について、施設の規模が現状より大きくなるとともに、最新の公害防止設備を導入することから、建屋の面積は現状より大きくなり、必要となる計量棟、スラグストックヤード、駐車場など場内動線を考慮して配置すると、災害廃棄物置場は現在計画している場所にならざるを得ません。

調整池の消失による影響は小さいと予測されるものの、事業の実施にあたっては千葉市公共施設等緑化推進要綱に基づき、敷地面積の 20%以上の緑地を確保するとともに、植栽は周辺環境との調和に努めるなど、この地域にふさわしい緑化の推進に努めてまいります。

次に 8 ページ、No.16 の「オオムラサキの保護について」のご意見について、オオムラサキの幼虫はエノキの落葉の中で越冬することから、幼虫の回収は落葉後の時期を想定しております。また、オオムラサキの発生木の育成及び幼虫等の移設に当たっては、専門家の指導・助言や最新の知見をもとに、対象種に適した移設方法を検討するとともに、環境の類似性、土地の担保性を考慮して候補地を選定するなど、成功率を高めるための措置を講じてまいります。工事の全体のスケジュールも勘案しながら、適切な時期に実施したいと考えており、その結果は事後調査報告書に明記いたします。

No.17 の「『現況でも既存施設の建屋及び煙突が視認』されていることから『眺望の変化は小さい』という説明は、建屋と煙突が大きくなることによる影響を評価していないので不適切である」というご意見を踏まえ、「大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩」による周辺環境と調和という観点で、評価書において予測結果を修正いたします。

次に 9 ページ、No.18 の「『モノレール線路の支柱で隠れ視認されなくなる』という説明は、視点を少しずらせば煙突が見える可能性を排除できないので、説得力に欠ける」等のご意見について、本予測では、千城台駅において代表的な地点として、写真の地点から撮影を行っております。視点を右方向にずらし、網入りガラス越しに見た場合、ご指摘のとおり計画施設の煙突が見えると予測されます。評価書において、「彩度の落ち着いた色彩により背景となる空に溶け込みやすくなることで眺望への影響が小さくなる」という観点で、予測結果を修正いたします。

No.19 の「『現況においても、既存施設の煙突、住宅、樹木、グラウンドが主な景観要素となっている』から『眺望の変化は小さい』という説明は、煙突が大きくなることによる影響を評価していないので不適切である」というご意見を踏まえ、「彩度の落ち着いた色彩により背景となる空に溶け込みやすくなることで眺望への影響は小さくなる」という観点で、評価書において予測結果を修正いたします。

次に 10 ページ、No.20 の「紅白塗装の煙突が淡い色彩の煙突に建て替えられるこ

とにより、眺望景観と調和しやすくなる点は高く評価する。しかし、アクセントとして用いられるスカイブルーのストライプは、やや存在感が強過ぎる」等のご意見について、詳細な色彩デザインは、周辺地域との調和を図れるよう、千葉市都市景観条例に基づき、都市景観デザイン室と協議を行ってまいります。

No.21 の「停電時の排ガス処理はどのように対応されるのか。この先 30 年稼働すれば当然起こり得るため、想定する必要がある」というご意見について、計画施設の電源は自家発電により賄うため、停電が発生した場合でも支障はありません。なお、地震等が発生した場合には、焼却施設を安全に停止できるよう、焼却中のごみ処理をし切った後に停止いたします。

No.22、「災害廃棄物置場では、悪臭対策や地下水汚染対策をどのように考えているのか」というご意見について、市内各所に設ける仮置き場から分別された木材など、本施設で処理する可燃物を一時的に置くものであり、悪臭の発生や地下水への浸透が懸念されるような状態の廃棄物の持ち込みは行いません。

次に 11 ページ、No.23、「場外へのエネルギー供給は、より積極的にやってほしい。検討中のプール等の余熱利用施設のみではなく、充電設備を有する災害時用の蓄電施設・電気自動車への充電用の電気供給などが考えられる」というご意見について、ごみの処理に伴って発生するエネルギーは、場内利用や場外施設へのエネルギー供給、発電等により余熱利用を行い、エネルギー回収率 21.5%以上とする計画としています。

また、既存施設において行っていた高齢者施設への熱供給は、計画施設においても実施することとしており、さらに新たな余熱利用施設への電力及び余熱の供給、高齢者施設への電力供給も行う計画です。また、電気自動車用の充電施設も新たに設ける計画としております。

ごみ収集車の電氣化については他市事例も少なく、今後の導入実績を見ながら検討することとしております。

No.24 の「コークスの CO₂ 排出量が大きく、要約書 224 ページでは、『コークス使用量低減技術で温室効果ガスの排出抑制をする』とあるが、これはどのような技術で予測に反映されているのか」等のご意見について、コークス使用量低減技術とは、設備機器の改良により、従来に比べコークス使用量に対するごみ処理量を向上させた技術です。本技術を採用した場合のコークスの年間使用量に基づき、温室効果ガス排出量の予測を行っています。

なお、市の施策としてこれまでの 3 清掃工場体制から、2 清掃工場運用体制へと移行していくことから、1 施設当たりの処理量は大きくなります。このため、北谷津清掃工場単独で見ると排出量が増加しますが、できる限り本施設からの排出量の低減に努めるとともに、本市の清掃工場全体の排出量が少なくなるよう、今後行う新港清掃工場のプラント更新による発電効率の向上などに配慮してまいります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

【岡本会長】 説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業者からの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。皆様、よろしくお願いいたします。

お願いします。

【唐委員】 ちょっと伺いたいのですけれども、湧水の説明があったと思います。これは、結構細かくやっていただいてありがたいことです。

そこで伺いたいと思いますが、この近くの大草谷津田いきものの里の湧水について、何か調査されていたかどうか、また、今話した土壌汚染、あるいは地下水汚染について調査されていたかの 2 点です。重金属は多分移動しにくいものですが、将来、施設が稼働されたときに、持ち込まれたものにつきまして、例えば硝酸とか窒素に関連するものが含まれているかどうか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 事業者の方、いかがでしょうか。

【事業者 A】 大草谷津田いきものの里ですけれども、湧水というか、地下水がしみ出してきているというのは確認はしています。具体的な水質の調査は行っていないのですが、一応そこも動植物の調査地点というところで、底生の生物とか水生生物という調査は行っていますけれども、水質という面ではそこまでの調査は行っておりません。

あと、土壌汚染に関して、地下水の将来の持ち込みの窒素とかそのようなものはやるのかというお話で、一応現在、先ほどお示しした井戸の調査については、基本的には土壌汚染対策法に基づいた調査であるので、窒素とかそういうものまでは調査は今回しておりません。将来についても、基本的には土対法に基づくものになりますので、現在のところはそういうところまでは考えておりません。

【岡本会長】 ありがとうございます。

唐先生、よろしいでしょうか。

【唐委員】 先ほど、大草谷津田いきものの里の調査をされたということですが、今日書いていただいた別紙の資料の中に含めることを考えていないか、その質問だけです。

【事業者 A】 今日の資料、別紙 1 というところで、出典として「千葉県自然誌 本編 2：千葉県の大地」というところからですが、今回、この場所を書いてあるものは、既存資料でどういうものがあるかというところを整理してあるページの一部なのですが、この出典の中には大草谷津田いきものの里というのが湧水の地点としては示されていないので、基本的には今、表 1 に示しているこの 3 か所を記載していきたいと考えております。

【唐委員】 先ほど申し上げたように、大草谷津田いきものの里のことについて、多分 NGO は長い間にここで生物調査をし、結構熱心に活動しています。それは、千葉市にも多分重視された場所というふうに理解しております。資料につきましては、多分千葉市のほうにお聞きになったらいろいろ情報は教えていただけるのではないかと思います。

【岡本会長】 どのような回答をされますか。

【事業者A】 では、一応千葉市さんのほうにそういうものがあるかどうかというのを確認して、もし、そういう書類とかがあればこの中に入れていきますし、ないようでしたら、今回ちょっと出典がないと厳しいので、そういう対応にさせていただきたいと思います。

【岡本会長】 唐先生、いかがでしょうか。事業者のほうで千葉市と資料についての確認をして、必要に応じて何らかの記載をするということになるのでしょうか。先生、よろしいでしょうか。

【唐委員】 はい。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに質問、ご意見、ございますでしょうか。お願いします。

【羽染委員】 2点だけ教えてほしいことがあるのですが、1点目は、審査会のときに
出た意見の資料で、別紙3の残土の処理のことなのですが、2ページ目に掘削除去時に
配慮する事項というのが、掘削時と搬出時の2つが書いてあって、その下のほうに
「4 まとめ」として、「処理・処分の状況は事後調査において報告します」という
ことで書かれています。こうなのだろうなということですが、言いたいの
は、処理・処分を業者任せに、ぱっと渡して終わりというのではなくて、信頼ある
事業者できちんと処理されるのだというのをぜひ確認しておいていただきたいとい
うのが一つお願いです。汚染土壌ですから、それが搬出されて自然にばらまかれて
も困りますので、きちんと処理・処分されるのだというのを最後まで確認していた
いただきたいというのが1点です。

それから、審査後に出た資料で、ちょっと教えてほしいのですが、No.5の浮遊粒子状物質の予測評価です。PM2.5の環境基準ができたのが平成21年だと思
いますので、それから10年たっています。当初は予測できませんということは十分あり
得ると思うのですが、やっぱり10年たっても予測評価というのはなかなか難しいの
でしょうか、というのを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 回答をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 最初の土壌汚染の処理の件です。今後、市のほうが
委託する条件として、土壌汚染の指定機関とされているところを条件に発注して、
そのとおりにできるかどうかを市が責任を持って管理監督しますので、問題なくで
きんと思っております。

【岡本会長】 2点目の回答もお願いします。その後、先生に確認をお願いします。

【事業者A】 2点目のPM2.5の予測についてです。確かに10年たっているのですが、
アセスとしてはという話になってしまうかもしれないのですが、環境省のほうで5
年ごとに基本的事項ということで見直しを行っておりまして、その中でやはり
PM2.5を予測できないのかという話は出てきています。さっきお話ししたように、
一次生成のほかに二次生成というところが入ってくることと、変化の範囲といいま
すか、50kmとか100kmとかそういう広いスパンで現象が起こっていくというところ

ろもあって、なかなか一つの事業として PM2.5 まで予測するのは難しいのではないかと、というふうになっていると理解しています。

【岡本会長】 先生、いかがでしょうか。

【羽染委員】 私も専門ではないので、よく分からないのですが、範囲が広いからなかなか予測は難しいのだと。範囲が広い場合に三次元シミュレーションとか手法としてはあると思うのですが、なかなかやはり難しいのかというのが今のコメントを聞いての感想です。ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。ほかに質問、ご意見などございますでしょうか。

いかがでしょう。もし追加の質問等がなければ、本日、審議は終わりになりまして、この後、答申案の取りまとめ作業になりますが、その前に事業者の方からぜひ回答が欲しいという意見、質問等がありましたら、再度確認をしたいと思います。いかがでしょう。

もしよろしければ、これで事業者さんは退室になりますが、追加の質問、よろしいですね。

それでは、千葉市廃棄物施設整備課さん、どうも説明ありがとうございました。これで退室になります。

(事業者退室)

【岡本会長】 それでは、続きまして議題 2「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（答申）」です。事務局より説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書に対する答申案について、説明させていただきます。

(資料4を配付)

【安西環境保全課長】 ただいまお配りしました資料 4 をご覧ください。当案件につきましては、12 月 25 日と本日の、2 回にわたりご審議していただき委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、事務局で答申案を作成しましたので、説明させていただきます。

1 枚めくっていただき意見についてですが、最初に、事業概要及び事業区域周辺の環境状況について明記してございます。

事業概要として、本事業は若葉区において平成 28 年度に停止いたしました北谷津清掃工場を解体・撤去し、処理能力 585t の清掃工場を設置する計画でございます。

事業区域周辺の環境としましては、農地や山林があるほか、約 1km 以内の場所には保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している状況であること、また、隣接する大草谷津田いきものの里につきましては、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、市民と自然との触れ合いの場としても活用されていることなどの立地環境を明記してございます。

これらの状況を踏まえ、結びとしまして、事業の実施にあたりましては、地域住

民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要であると、事業者に対しては、以上の地域特性を踏まえ、十分に検討を行い、事業の実施にあたっては環境の保全に万全を期すこと、と明記してございます。

意見につきましては、総論と各論との構成としており、まず総論につきましては1点、事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること、と明記いたしました。

次に、各論についてでございます。こちらは、大気質から騒音、土壌等8項目について意見を述べることでございます。

最初に、「大気質に関すること」でございます。2点ほど。

石綿の除去につきましては、石綿含有建材の規制対象化や、事前調査の徹底等を内容とする大気汚染防止法の改正が検討されていることから、その動向を注視し、法の遵守に万全を期すこと。

2点目につきましては、工事用車両及び供用時のごみ搬入車両の走行による大気質への影響については、地域住民への影響が懸念されることから、その影響を低減するための具体的な措置を評価書に記載すること、としております。

2項目めの「騒音に関すること」といたしましては、廃棄物の搬出入における騒音については、一部の地点で道路交通騒音の予測結果が環境基準を超過していることから、準備書に示した環境保全措置を徹底するとともに、追加の環境保全措置を検討し評価書で明らかにすること、としております。

次のページに移りまして、3項目めの「土壌に関すること」でございます。2点ほど。

初めに、事業実施区域内における既に確認された土壌汚染について、周辺の地下水への影響が懸念されることから、影響の有無について評価書で明らかにすること。

2点目としまして、土壌調査の結果、基準値を超過した区域については、汚染対策を実施することとなっていることから、掘削等の作業を行う際には、環境法令や各種ガイドラインの遵守を徹底し、汚染の拡大等が生じないように万全を期すこと、としております。

4項目めの「生物への影響に関すること」につきましては、2点ほど。

1点目として、国が準絶滅危惧に指定するオオムラサキについては、発生木の育成や幼虫等の移設を実施して個体の保護を図る計画となっているが、移設にあたっては、オオムラサキの四季における生態を十分把握の上実施すること、としております。

また、2点目としましては、事業区域内の施設の配置について、調整池を埋め立てる計画となっているが、動植物の生息域として貴重な場であることから、その保存について、検討結果を評価書で明らかにすること、としております。

続きまして、5項目めの「景観に関すること」につきましては、建屋等の色彩デザ

インに配慮し、周辺地域の景観との調和が図れるよう努めること、としております。

6 項目めの「廃棄物等に関すること」につきましては、解体工事及び建設工事に伴い発生する「混合廃棄物」の種類及び量の算出について評価書に記載すること、としております。

7 項目めの「温室効果ガスに関すること」でございますが、3 点ほど。

1 点目としましては、当該計画は、コークスを使用することで他の処理方式より多くの温室効果ガスを発生させることとなるが、その削減対策に掲げるコークス使用量等削減技術の具体的な内容及び削減効果について、評価書に記載すること、としております。

また、2 点目としましては、ごみの焼却に伴って発生するエネルギーについては、可能な限りエネルギー回収率の向上に努めるとともに、回収したエネルギーは、準備書に記載の余熱利用施設だけでなく幅広い有効利用を検討すること、としております。

3 点目としましては、「千葉市地球温暖化対策実行計画」に、「廃棄物処理施設の削減目標（2030 年度までに 2013 年度実績より約 17%削減）」を掲げていることから、この実行計画との関係性を評価書に記載すること、としております。

最後に、8 項目めとして「その他」でございます。2 点ほど。

評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分配慮すること。

また、2 点目としましては、災害廃棄物置場を設置する計画であることが明らかになったことから、当該置場の詳細及び使用時の環境影響等について、評価書において明らかにすること。

以上、8 項目にわたる内容により答申案として示させていただきました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から答申案についての説明がありましたが、このことにつきまして、何か質問等がございますでしょうか。委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【唐委員】 多分、先ほど事業者の方に申し上げたことに関連しているのですけれども、冒頭で大草谷津田いきものの里のことに触れていました。この報告書は大草谷津田いきものの里に関する記述がありません。実際に記述があるかどうかは別として、大草谷津田に関する意見をどこかで加えたほうが良いのではないかという感想です。

もう一つは、現在敷地内にある調整池を埋め立てて廃棄物置場というふうにご利用されるのですが、もともとこの調整池は、地域に対して涵養域というふうになるのではないかと思います。今度、廃棄物置場になった場合は、十分止水を、要は水を浸透させないような工事も配慮していただいたほうが良いのではないかと思います。

【岡本会長】 唐先生、その場合、答申の文案そのものを修正する必要があるのか、

答申の文案はこのままで、事業者にその旨別途伝えるという対応でよいのか、その辺りの先生のお考えはいかがですか。

【唐委員】 私が申し上げたように、千葉市のほうが、答申の文案の趣旨のところに大草谷津田いきものの里のことを丁寧に書いていただいて、非常に重視したと考えているわけです。答申の文案そのものに対して、別に変えなくてもいいです。冒頭、事業者にこういう意味ですよというふうに念を押したほうがいいのではないかと、いうふうに私は思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。そのとき、先ほど千葉市の湧水の調査データの有無とか内容の確認も事業者にお願ひして、一応調査して下さるという約束はしてありますけれども、そのことを念を押すために、市長からも言ってもらったほうがいいか。市長に言ってもらおうということは、この答申の文案の文言を訂正するということになるわけですが、そこまでは必要ない、調査資料を別途確認する段階で、先生の意見を口頭で事務局から伝えるという対応でもよろしいかどうか。その辺りを先生はどうお考えですか。

【唐委員】 大草谷津田いきものの里は、意見書に書いたとおりですけれども、地元の方が非常に興味を持っていますので、結構いろいろな資料を持っていると思いますし、調査していると思います。

【岡本会長】 それでは、答申文案はこのままでもよろしいですか。

【唐委員】 答申文案は変更しなくていいと思います。冒頭の部分に説明文が入っていますから。その内容は非常に重要ですということをご理解いただければ、十分だと思います。

【岡本会長】 そうしましたら、答申の文案はこのままで、この市長意見を事業者に伝える場合に、各論だけではなくて総論のところの趣旨も分かりやすく事業者に伝えるという対応を事務局がするという事で、先生よろしいでしょうか。

【唐委員】 よろしいと思います。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、答申の文案そのものについての修正の意見は特にないように思いますので、事務局で作成していただいた答申案を、諮問に対する答申としたいと思います。先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 どうもありがとうございます。それでは答申としたいと思います。事務局で準備をお願いいたします。

(岡本会長より矢澤環境保全部長へ答申書手交)

【岡本会長】 それでは、事務局は答申書の写しを配付してください。よろしくお願いいたします。

(答申書の写しを配付)

【矢澤環境保全部長】 ただいま、岡本会長より答申をいただきましたので、一言御

礼のご挨拶をさせていただきます。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、答申を取りまとめていただき、厚く御礼を申し上げます。本日いただきました答申を踏まえ、本市への環境影響が可能な限り低減された清掃工場の建設計画となりますよう、事業者に対し市長意見を提出したいと思っております。

今後とも本市の環境行政の推進にあたり、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【岡本会長】 それでは、次に議題 3 に移らせていただきたいと思います。議題 3「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）について（諮問）」です。事務局から説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 令和元年 7 月に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和 2 年 4 月に太陽電池発電所の設置または変更の事業が法対象事業に追加されることとなりました。

現在、千葉県におきましても、千葉県環境影響評価条例の対象事業に追加する方向で検討を進めているところでございます。千葉市環境影響評価条例につきましても、環境影響評価法と一体で運用していることを踏まえ、当事業を条例の対象事業として追加することを検討していることから、本審査会に諮問させていただくものでございます。

それでは、これより諮問させていただきます。

（矢澤環境保全部長より岡本会長へ諮問書手交）

（諮問書の写しを配付）

【岡本会長】 ただいま、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）についての諮問を受けましたので、この審査会で審議していきたいと思えます。

それでは、このことにつきまして、事務局より説明をお願いします。

【安西環境保全課長】 それでは、事務局から 2 点ほど説明させていただきます。1 点目としましては、法改正について、2 点目としては、規則の改正等について、それぞれ説明させていただきます。

初めに、参考資料 2 をご覧ください。こちらは環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要でございます。

まず背景としましては、環境省は、諮問機関である中央環境審議会から、既に法で対象となっている事業と同等以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については、法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである、との答申を受け、これにより、太陽電池発電所の設置の工事業等を環境影響評価法の対象事業とする一部改正を行ったものでございます。

内容としましては、2 番に明記してございますが、（1）対象事業の規模要件とし

ては、出力 4 万 kW 以上としております。この 4 万 kW は、40MW の規模になります。詳細な区分けとしましては、4 万 kW 以上である太陽電池発電所設置の工事の事業を第一種事業、出力が 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満を第二種事業としており、変更の事業においても同様となっております。第一種事業はアセスの対象であり、第二種事業はスクリーニングをかけ、アセス手続の実施の有無を判断する事業でございます。

次に、この事業が追加されたことに伴い、軽微な修正の要件と軽微な変更の要件についても定めております。これはほかの対象事業についても定められており、アセス手続が進んだ状況において事業が変更になったときに、アセス手続の再実施を不要とする規定でございます。

まず、軽微な修正の要件につきましては、発電所の出力が 10% 以上増加しないこと、または、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から 300m 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、としております。

この軽微な修正の時期としては、環境影響評価書が公告されるまでの間に事業内容が修正になった場合としております。

(3) の軽微な変更の要件につきましても、同様に出力が 10% 以上増加しないことなどを規定し、変更の時期としては、環境影響評価書の公告の後、事業の着手までの間に事業内容が変更となった場合としております。

国の動きとしましては、令和元年 7 月 2 日に閣議決定され、同 7 月 5 日に公布、施行は令和 2 年 4 月 1 日となっております。

次に、資料 5 をご覧ください。千葉県環境影響評価条例施行規則等の一部改正について、説明させていただきます。

まず、1 の国の動きにつきましては、先ほどご説明のとおりでございます。また、環境省が法対象事業として加えたことに伴い、経済産業省におきましても、「発電所アセス省令」を改正中であり、これは太陽電池発電所の設置または変更をする場合の環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法を新たに定めるものでございます。4 月 1 日施行の予定です。

これらの動きを受けまして、市の対応はと申しますと、2 番の後段になりますが、今回の政令改正の趣旨を踏まえて、条例の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加する。それに伴い、条例の施行規則等の一部改正を行う。このように考えているところでございます。

「参考」として明記しておりますが、左側がアセス手続きの流れ、配慮書から始まりまして、方法書、準備書、評価書、工事着手との流れの中で、右側に記載のとおり実施要綱、要領、指針を定め、いろいろな手続を進めていくこととなります。この度は下線を引いてある部分の改正を行いたい考えでおります。

1 枚めくっていただきまして、(1) の対応の概要ですが、太陽光発電事業を条例の対象事業に加え、それに基づき規則、要領等を改正。また、この対象事業の追加に伴い、現在ほかの対象事業についても一様に定めております軽微な修正や変更も

併せて行いたいと考えております。また、環境影響評価の項目を規定しております技術指針についても所定の改正を行う考えでおります。

(2)に移りまして、改正の方針について説明させていただきます。

まず、アの対象事業の規模要件についてですが、対象事業の要件としましては、「太陽電池発電所の設置の工事の事業及び太陽電池発電所の変更の工事の事業」とし、規模要件の指標として、「面積」を念頭に検討しているところでございます。

設定の理由としては、まず要件につきましては、既に条例において対象となっている「発電用電気工作物の設置又は変更」に規定されている火力発電所または風力発電所の事業の要件と整合を図る。なお、この表記は、国の表記とも整合が図られている形となります。

また、要件の指標でございますが、太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいとの観点から面積としているところでございます。

先ほどのご説明のとおり、国では総出力で規定しておりますが、国の考えとしましては、地方公共団体が規模要件の指標を面積で規定したとしても否定するわけではなく、相互が補完し合いというような考えを述べております。

現在、この太陽電池発電所の追加につきましては、千葉県でも検討しており、指標につきましては、「面積」とする方向で検討が進んでいるところでございます。

この面積の具体的な考え方につきましては、現在、アセス条例の規則において定めております「施行区域の面積」や「開発区域の面積」、また、千葉県や政令市における事例を参考に今後検討してまいりたいと思います。

下の表をご覧ください。現在、発電所関係につきましては、発電用電気工作物の設置または変更との事業の中で、水力・火力・地熱・原子力・風力という区分で法対象事業になっておりましたが、このたび太陽光発電所が加わったものです。この国の動きを受けまして、現在千葉県、千葉市においても検討中ということです。ただし、国は出力で規定しておりますが、県と市につきましては面積で検討しているところでございます。

3 ページに移っていきまして、こちらは、面整備事業における規模要件であります。現在、市の条例でもって規定されているこれらの事業のうち、例えば土地区画整理事業や工業団地造成事業、宅地開発事業がどのような規模要件になっているかと申しますと、市街化区域内は 50ha 以上、調整区域は 20ha、特定区域の場合には 10ha、このような規模要件になっているところです。

また、現在、指標は面積でもって検討を進めていると説明をさせていただいたところですが、千葉県を含め他の政令市の状況につきましては、表にございますとおり、敷地の面積、森林伐採面積、土地の形状変更等の面積で規定しているものや、国と同様に出力で規定してなど、まちまちの状態でございます。

また、千葉県につきましては、指標として面積を使っておりますが、現在進めている中では、水平投影面積で検討を進めているところですが、まだ確定した状況ではございません。

次に、4 ページに移っていただきまして、「軽微な修正の要件」と、「軽微な変更の要件」でございますが、現在、千葉市では、火力発電所と風力発電所を規定しており、いずれも出力で規定をしております。事業計画が変更された場合、手続を経ることを要しない修正の要件としては、発電所または発電設備の出力が 10% 以上増加しないこと、また修正前の対象事業実施区域から 300m 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域にならないこと、と規定しております。この度の太陽電池発電所の追加につきましても、他の対象事業と同様に定めていきたいと考えております。

1 枚めくっていただきまして、5 ページをご覧ください。技術指針についてご説明いたします。本市の技術指針につきましては、一定程度の影響が想定される場合、環境影響評価を行う環境要素として、例えば、粉じん、振動や地盤沈下などの環境影響評価項目を選定することとなっております。これらの項目設定にあたっては、経済産業省の発電所アセス省令において、環境影響評価項目や調査、予測、評価の手法等を定めることとなっておりますので、今後国が示す発電所アセス省令を参考に、太陽電池発電所の設置等の事業に係る環境影響評価に必要な項目について検討してまいりたいと考えております。

太陽光関係で特有の環境影響と申しますと、例えば、パワーコンディショナからの騒音、太陽光パネルからの反射光や太陽光パネルの撤去・廃棄の項目が特有の環境影響であると言われております。今後、この点も含めて検討してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日当審査会に諮問させていただきました。その後、4 月下旬をめどに審査会で審議をいただきまして、6 月から約 1 か月間パブコメを行い、7 月中旬から下旬をめどに答申を取りまとめていただきたいと考えております。現在、8 月に公布、10 月 1 日に施行することを考えております。

説明につきましては以上となります。次回の来年度 1 回目の審査会におきましては、具体的な改正案をお示しいたしまして、審議願いたいと思います。本日は、その改正案を検討するに当たりまして、留意点等いろいろご意見をいただければ幸いと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上となります。

【岡本会長】 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見等がございましたらば、先生方、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【北原副会長】 分かる範囲でいいのですが、現在、千葉市内の太陽光発電施設は、どのくらいの規模のものがどのくらいあるのかというようなデータがあれば。なければ次回でいいです。

もう一つは、それに対して市民から苦情が出ているのか、出ているとしたらどのような苦情が出ているのかということも、もし把握されているようでしたらお聞かせください。お願いします。

【岡本会長】 それではお願いします。

【安西環境保全課長】 まず、千葉市内でどのくらいの規模の太陽光発電所があるか

ということですが、まず 1,000kW 以上のものをメガソーラーと呼んだりしておりますが、千葉市におきましては、大きくて 2MW 未満でございます。その 2MW 未満が約 14 か所設置されております。

苦情につきましては、平成 30 年度に 4 件、29 年度に 2 件受けております。

【秋山温暖化対策室長】 温暖化対策室長の秋山と申します。

苦情の内容につきましては、主に反射光ですとか、あと、例えば盛り土をすることによりまして、その上に太陽光パネルを設置するということで、残土関係の苦情というところが多くなっております。

また、昨今台風がございまして、その関係で太陽光のパネルが飛ぶのではなかろうかとか、太陽光ということで高圧の電流が流れておりますので、柵がしっかり設置されていないのではなかろうかとか、そういった問い合わせが入っております。

【北原副会長】 ありがとうございます。14 か所でしたか、メガサイズは。その面積が大体どのくらい分かれば教えてください。

【安西環境保全課長】 面積につきましては、現在、資料を持っておりませんので、次回にご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 私からも質問があるのですがけれども、参考資料 2 のところで、2 番の内容、「出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満の施設は第二種事業とする」と書いてありますね。別にお配りいただいた参考資料 3 のところで、仙台市、さいたま市、川崎市の備考のところを見ると、第 1 種行為、第 2 種行為というふうになっていますね。

参考資料 2 のほうの第二種事業というのが、都道府県・政令市で条例で対応するものというふうに思うのですが、法のほうで二種の範囲を出力で 3 万から 4 万 kW というふうに区切ったときに、それを地方自治体のところで面積要件で区切ったとき、参考資料 2 の国が定めている二種事業の範囲と整合しない場合が出てくると思うのですが、その場合、地方自治体で独自に基準を作って、これが二種ですよということができるのかどうか。

その際に、参考資料 3 で、第 1 種行為、第 2 種行為というふうに、「二種事業」という言葉を使わないで「第 2 種行為」という表現を使っている辺りです。その辺りのところはどのような対応になっているのか、もし分かりましたら回答をお願いしたいと思います。

【安西環境保全課長】 法律では、第一種事業、第二種事業との区分になっており、法律に基づくアセスの対象事業になった場合には、法律で行うこととなります。

法律に該当しない場合、例えば第二種事業であって、この事業は法に基づくアセスの手続きは不要だと判断がされたものは、今度は都道府県等の条例でアセスの対象になることとなります。

多くの自治体が第二種事業規模を条例の対象とする形になっており、基本的に法に該当するものはまず法で行い、法の該当とならないものは条例等でやっていく考えとなっております。今回、例えば千葉市が面積で対応した場合、3 万 kW から 4 万 kW の規模でもって、法の対象にならない案件は、条例対象の中では非常に大き

な案件として、条例で対応することとなります。

【羽染委員】 次回に向けて教えてほしいのですが、資料 5 の 3 ページの一番下の表ですが、いろいろな面積の取り方があるのだなというところをまず感じるのですが、太陽光発電を、千葉県さんはパネルの水平投影面積でやられるということが記載されているのですが、もし分かるのであれば、発電電力が 3 万とか 4 万であればどのくらいのパネルが使われて、何平米くらい必要なのかという資料が、例えば過去の建設事例等であれば、教えていただければ参考になるかなと思います。

それから、3 行目、4 行目辺りに、森林伐採面積とか緑地面積を入れている静岡市さん、浜松市さん、神戸市さんがあります。この辺の考え方をどうするのかというのは、また次回の議論になるかと思うのですが、千葉市さんでいわゆる緑地保全の観点から、どうしてもこういうファクターを入れなくてはいけないというのがあるのか、この辺は開発されては困るというようなデータがあれば見せていただきたいと思います。

以上 2 点です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、事務局は先生方からの意見について、次の審議の際に説明できるように準備をお願いしたいと思います。

【安西環境保全課長】 先ほど、太陽光パネルでどのくらいの大きさ、面積になるものかとのご意見をいただいた件ですが、現在、千葉市内で 2MW 弱の太陽光パネルがあり、敷地面積は 3.5ha となっております。2MW では、大体 3ha から 3.5ha の敷地が使われると思われます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに。唐先生、お願いします。

【唐委員】 先ほどと関連した質問ですが、現在、千葉市に既存のパネルは、大体どういうところに設置されているか。私がざっと見たところでは、農地とかに設置されています。土地の用途改定は可能かどうかです。当然緑地も、さっき先生がおっしゃったように、そういう状況は、例えばこの資料の中で含まれるかどうか。その考え方について市の答弁があってもいいかなと思います。

【岡本会長】 お願いします。

【安西環境保全課長】 まず、太陽光の設置される場所ですが、現状を見ますと雑種地や山の斜面、あるいは窪地を埋め立てし、その上を太陽光として活用するなど、また、農地につきましては、高めに施設を整備し、その下で耕作をする形式をとるなど、多様な設置の仕方がございます。

【唐委員】 私が見たところは、農地をそのまま放棄して、その上に簡単なパネルを並べているような風景が見受けられました。もしそうならば、農地の用途を変えて、こういう事業を進めたほうがいいかなと思いました。

【安西環境保全課長】 実際に農地を活用することとなりますと、それは農地法の関

係もあり、太陽光を設置した後も農業として活用していく必要があるとの取り決めになっていると認識しております。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、質問ありますでしょうか。お願いします。

【川瀬委員】 確認ですけれども、国の基準というかルールでいくと 3 万 kW から 4 万 kW くらいになっていますが。千葉市のものは、既存のもので言うと 2MW 未満、すなわち 2,000kW 未満ということで、大分格差があると思うのですが、2,000kW 程度のものも対象にするということでお考えなののでしょうか、というのが 1 つ。

それから、先ほどの 3.5ha 程度の面積で 2,000kW ということですが、多分 1 kW で 10m² 程度のパネル面積になると思いますが。そうすると、設置面積は 2ha くらいではないかと思うのですが、先ほどの 3 ページの水平投影面積はパネルの面積に近い面積と考えると、面積に大分余裕がありますが、そういう考え方でいいのかどうか、教えていただきたいなと思います。

【岡本会長】 お願いします。

【安西環境保全課長】 まず、どのくらいの規模、面積を今後対象事業とするかはなかなか難しいところがございます。その点につきましては、千葉県、政令市、あるいは現在千葉市のアセス条例の対象となっている対象事業との関連を見ながら検討していきたいと考えております。

また、対象とならない規模の施設に対する考え方につきましては、国がガイドラインを整備したところであり、それに則って設置する場合の留意事項や注意点に配慮しながら進めていく仕組みとしているところがございます。

一方、アセス対象事業の捉え方としましては、大きな環境影響を及ぼす案件に対して取り組んでいくとの視点もございますので、これらとの兼ね合いも含めまして、次回には考え方を整理して提示させていただきたいと考えております。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先生お願いします。

【鶴見委員】 資料 5 の 3 ページです。下の政令指定都市の指標の例で、千葉県では、太陽電池の施設の水平投影面積で検討中となっておりますが、千葉市もこれに従うといったことではなく独自に決めてよいということでよろしいのでしょうか。縛りはあるのでしょうか。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【安西環境保全課長】 現在、どのような指標を定めるかにつきましては、いろいろな情報を基に検討中でございます。水平投影面積を取り入れた場合、実際に事業を実施するにあたり、例えば駐車場、調整池などの用地面積も土地改変が必要となるおそれもあります。これらの事業用地を考慮する必要性も含め、もう少し情報等を収集した後に決めさせていただきたいと考えております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【鶴見委員】 そういたしますと、千葉県と違った対応を取っても問題はないという

ことでよろしいでしょうか。

【安西環境保全課長】 はい、その可能性もございます。

【鶴見委員】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。もしよろしければ先に進みたいと思います。

それでは、議題 4 に進みたいと思います。議題 4「その他」についてです。事務局よりお願いします。

【木村環境保全課課長補佐】 活発なご審議ありがとうございました。事務局からは 3 点連絡がございます。

1 点目は、次回審査会の日程についてです。今回は新年度 1 回目の審議会となります。現時点では、2 つ日程の候補がございます。4 月 24 日（金曜日）または 4 月 27 日（月曜日）、いずれかの日に開催する旨お知らせしておりますが、日程が確定次第ご連絡させていただきますので、ご出席いただける委員の方におかれましては、いましばらく両方の日程の確保にご協力よろしくお願いいたします。

2 点目は、追加の質問・意見の受付についてです。本日諮問いたしました太陽電池発電所を追加する条例、規則等の一部改正につきましては、追加のご質問・ご意見がございましたら、3 月 19 日（木曜日）、来週の祭日の 1 日前の木曜日まで受け付けておりますので、本日中に事務局のほうから意見書の様式をメールにてお送りさせていただきますので、いただいたご質問については、次回審査会にて事務局が見解を示す予定でございます。

3 点目は議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

事務局からは以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

事務局からの連絡事項につきまして、何か質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

特に意見がないようですので、これで本日の審議を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第 2 回環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。

午後 4 時 5 0 分 閉会